

佐賀中部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号の規定に基づき佐賀中部広域連合が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における第1号事業のうち、法115条の45の3第1項の規定により佐賀中部広域連合長（以下「広域連合長」という。）が指定する者（以下「指定事業者」という。）の当該指定に係る第1号事業（以下「指定第1号事業」という。）に要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定第1号事業費 指定第1号事業に要する費用をいう。
- (2) 介護予防訪問介護相当サービス 指定第1号事業のうち、佐賀中部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第1項第1号に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。
- (3) 介護予防訪問介護相当サービス費 介護予防訪問介護相当サービスに要する費用をいう。
- (4) 生活援助型訪問サービス 第1号訪問事業のうち、実施要綱第4条第1項第2号に規定する介護予防訪問介護相当サービス以外の指定事業者による訪問サービスをいう。
- (5) 生活援助型訪問サービス費 生活援助型訪問サービスに要する費用をいう。
- (6) 介護予防通所介護相当サービス 指定第1号事業のうち、実施要綱第4条第1項第3号に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。
- (7) 介護予防通所介護相当サービス費 介護予防通所介護相当サービスに要する費用をいう。
- (8) 運動型通所サービス 第1号通所事業のうち、実施要綱第4条第1項第4号に規定する介護予防通所介護相当サービス以外の指定事業者による通所サービスをいう。
- (9) 運動型通所サービス費 運動型通所サービスに要する費用をいう。
- (10) 要支援1 実施要綱第10条第1項第1号に該当する居宅要支援被保険者（以下「居宅要支援被保険者」という。）のうち、その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「区分基準省令」という。）第2条第1項第1号に掲げる区分である者をいう。

- (11) 要支援2 居宅要支援被保険者のうち、その要支援状態区分が区分基準省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者をいう。
 - (12) 事業対象者 実施要綱第10条第1項第2号に該当する被保険者をいう。
 - (13) 介護予防サービス・支援計画 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画及び実施要綱第4条第3項に規定する第1号介護予防支援事業において介護予防サービス計画に準じて作成する支援計画を総称していう。
- 2 前項の規定に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙）において使用する用語の例による。

（通則）

第3条 指定第1号事業に要する費用の額は、広域連合長が定める1単位の単価に別表指定第1号事業費単位数表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

- 2 前項の規定により指定第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

（指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準）

第4条 指定第1号事業に要する費用の額の算定にあたっては、別表指定第1号事業費単位数表に掲げる他、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下「基準告示」という。）及び介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和6年3月15日老認発0315第4号、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）の規定に準ずるものとする。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項又はこの要綱に定める基準によりがたい場合は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年6月1日から適用する。

(業務継続計画未策定減算の経過措置)

2 施行日から令和7年3月31日までの間、別表1介護予防訪問介護相当サービス費注4及び2生活援助型訪問サービス費注3に定める減算は適用しない。

附 則

1 この要領は、令和8年6月1日から適用する。

別表 指定第1号事業費単位数表

1 介護予防訪問介護相当サービス費

イ 介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅰ) 1, 176単位
(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問)

ロ 介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅱ) 2, 349単位
(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問)

ハ 介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅲ) 3, 727単位
(要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問)

ニ 初回加算 200単位(1月につき)

ホ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位(1月につき)

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位(1月につき)

ヘ 口腔連携強化加算 50単位(1月につき)

ト 介護職員等処遇改善加算

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ

イからへまでにより算定した単位数の1000分の270に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ

イからへまでにより算定した単位数の1000分の287に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ

イからへまでにより算定した単位数の1000分の249に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ロ

イからへまでにより算定した単位数の1000分の266に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)

イからへまでにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)

イからへまでにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

注1 利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービス事業所（介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（佐賀中部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準要綱（以下「基準要綱」という。）第5条第1項に規定する訪問介護員等に相当する者をいう。以下介護予防訪問介護相当サービス費において同じ。）が、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、イからへまでに掲げる区分に応じ、1月につき、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 省令第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからトを算定しない。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 イからへまでについて、介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問介護相当サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く）又は介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する介護予防訪問介護相当サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居

住する利用者を除く。) に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 88 に相当する単位数を算定する。

注 6 イからハマまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。算定要件等は、基準告示に規定する訪問型サービス費に準ずる。

注 7 イからハマまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。算定要件等は、基準告示に規定する訪問型サービス費に準ずる。

注 8 イからハマまでについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。算定要件等は、基準告示に規定する訪問型サービス費に準ずる。

注 9 ニ及びホについて、加算の算定要件等取扱は、基準告示に規定する訪問型サービス費における初回加算及び生活機能向上連携加算に準ずる。

注 10 トについて、所定単位はイからハマまでにより算定した単位数の合計とし、算定要件等取扱については、基準告示に規定する訪問型サービス費における介護職員等処遇改善加算に準じる。

注 11 注 6 から注 8 まで、介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。また、注 5 により算定する場合であっても、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用いることとする。

2 生活援助型訪問サービス費

イ 生活援助型訪問サービス費 (I) (事業対象者・要支援 1・2 1 月につき・週 1 回程度の訪問)	1, 0 0 0 単位
ロ 生活援助型訪問サービス費 (II) (事業対象者・要支援 1・2 1 月につき・週 2 回程度の訪問)	1, 9 9 8 単位
ハ 生活援助型訪問サービス費 (III) (要支援 2 1 月につき・週 2 回を超える程度の訪問)	3, 1 6 9 単位
ニ 初回加算	1 7 0 単位 (1 月につき)

ホ 介護職員等処遇改善加算

(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) イ

イからハマまでにより算定した単位数の 1000 分の 270 に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ

イからハマまでにより算定した単位数の 1000 分の 287 に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算 (II) イ

イからハマまでにより算定した単位数の 1000 分の 249 に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算 (II) ロ

イからハマまでにより算定した単位数の 1000 分の 266 に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)

イからへまでにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)

イからへまでにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

3 介護予防通所介護相当サービス費

イ 介護予防通所介護相当サービス費

(1) 事業対象者・要支援1 436単位

(1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)

(2) 事業対象者・要支援1 1,798単位

(1月につき・1月の中で全部で4回を超えるサービスを行った場合)

(3) 要支援2 447単位

(1回につき・1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合)

(4) 要支援2 3,621単位

(1月につき・1月の中で全部で8回を超えるサービスを行った場合)

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位 (1月につき)

ハ 若年性認知症利用者受入加算 240単位 (1月につき)

ニ 栄養アセスメント加算 50単位 (1月につき)

ホ 栄養改善加算 200単位 (1月につき)

へ 口腔機能向上加算

イ 口腔機能向上加算 (Ⅰ) 150単位 (1月につき)

ロ 口腔機能向上加算 (Ⅱ) 160単位 (1月につき)

ト 一体的サービス提供加算 480単位 (1月につき)

※ホ又はへを算定している場合は算定しない。

チ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)

① 事業対象者・要支援1 88単位 (1月につき)

② 要支援2 176単位 (1月につき)

(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

① 事業対象者・要支援1 72単位 (1月につき)

② 要支援2 144単位 (1月につき)

(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

① 事業対象者・要支援1 24単位 (1月につき)

② 要支援2 48単位 (1月につき)

リ 生活機能向上連携加算

イ 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位 (1月につき)

ロ 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200単位 (1月につき)

ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位 (1回につき)
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5単位 (1回につき)

※ 6月に1回を限度とする。

- ル 科学的介護推進体制加算 40単位 (1月につき)
- ヲ 介護職員等処遇改善加算

(1) 利用定員が19人以上の場合

- ① 介護職員等処遇改善加算 (I) イ
イからルまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- ② 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ
イからルまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
- ③ 介護職員等処遇改善加算 (II) イ
イからルまでにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- ④ 介護職員等処遇改善加算 (II) ロ
イからルまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- ⑤ 介護職員等処遇改善加算 (III)
イからルまでにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
- ⑥ 介護職員等処遇改善加算 (IV)
イからルまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

(2) 利用定員が19人未満の場合

- ① 介護職員等処遇改善加算 (I) イ
イからルまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数
- ② 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ
イからルまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数
- ③ 介護職員等処遇改善加算 (II) イ
イからルまでにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数
- ④ 介護職員等処遇改善加算 (II) ロ
イからルまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数
- ⑤ 介護職員等処遇改善加算 (III)
イからルまでにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数
- ⑥ 介護職員等処遇改善加算 (IV)
イからルまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

注1 利用者に対して、介護予防通所介護相当サービス事業所（介護予防通所介護相当サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の従事者（基準要綱第50条第1項に規定する従事者をいう。以下介護予防通所介護相当サービス費において同じ。）が、介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、イに掲げる区分に応じ、(1)及び(3)につい

ては1回につき、(2)び(4)については1月につき、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

注3 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 イについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に100分の5を乗じた単位を足す。

注7 イについて、介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該介護予防通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、所定単位数から減算する。なお、取扱については、基準告示に規定する通所型サービス費に準じる。

イ(1)又は(2)を算定している場合 1月あたり376単位

イ(3)又は(4)を算定している場合 1月あたり752単位

注8 イについて、利用者の居宅と介護予防通所介護相当サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位(イ(2)を算定している場合は1月につき376単位を、イ(4)を算定している場合は、1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。但し、注7と重複して適用しない。

注9 ロからルについて、加算の算定要件等取扱については、基準告示に規定する通所型サービス費における生活機能向上グループ活動加算、若年性認知症利用者受入加算、栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、一体的サービス提供加算、サービス提供体制強化加算、生活機能向上連携加算、口腔・栄養スクリーニング加算及び科学的介護推進体制加算に準ずる。

注10 ヲについて、取扱については、基準告示に規定する通所型サービス費における介護職員等処遇改善加算に準じる。

注11 注6、注7、介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

4 運動型通所サービス費

イ 運動型通所サービス費

(1) 事業対象者・要支援1 338単位

(1回につき・1月の中で全部で5回を限度として算定する。)

(2) 要支援2 347単位

(1回につき・1月の中で全部で10回を限度として算定する。)

ロ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算 (I)

- ① 事業対象者・要支援1 88単位 (1月につき)
- ② 要支援2 176単位 (1月につき)

(2) サービス提供体制強化加算 (II)

- ① 事業対象者・要支援1 72単位 (1月につき)
- ② 要支援2 144単位 (1月につき)

(3) サービス提供体制強化加算 (III)

- ① 事業対象者・要支援1 24単位 (1月につき)
- ② 要支援2 48単位 (1月につき)

ハ 介護職員等処遇改善加算

(1) 利用定員が19人以上の場合

① 介護職員等処遇改善加算 (I) イ

イからルまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

② 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ

イからルまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

③ 介護職員等処遇改善加算 (II) イ

イからルまでにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

④ 介護職員等処遇改善加算 (II) ロ

イからルまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

⑤ 介護職員等処遇改善加算 (III)

イからルまでにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

⑥ 介護職員等処遇改善加算 (IV)

イからルまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

(2) 利用定員が19人未満の場合

① 介護職員等処遇改善加算 (I) イ

イからルまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

② 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ

イからルまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数

③ 介護職員等処遇改善加算 (II) イ

イからルまでにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

④ 介護職員等処遇改善加算 (II) ロ

イからルまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

⑤ 介護職員等処遇改善加算 (III)

イからルまでにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数

⑥ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

イからルまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

- 注1 利用者に対して、運動型通所サービス事業所（運動型通所サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の従事者（基準要綱第67条第1項に規定する従事者をいう。以下運動型通所サービス費において同じ。）が、運動型通所サービスを行った場合に、イに掲げる区分に応じ、1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。
- 注2 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 注3 イについて、介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注6 イについて、運動型通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は運動型通所サービス事業所と同一建物から当該運動型通所サービス事業所に通う者に対し、運動型通所サービスを行った場合は、1回につき94単位を、所定単位数から減算する。
なお、取扱については、基準告示に規定する通所型サービス費に準じる。
- 注7 イについて、利用者の居宅と介護予防通所介護相当サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。但し、注6と重複して適用しない。
- 注8 ロについて、加算の算定要件等取扱については、基準告示に規定する通所型サービス費におけるサービス提供体制強化加算に準ずる。
- 注9 ハについて、取扱については、基準告示に規定する通所型サービス費における介護職員等処遇改善加算に準じる。
- 注10 注6、サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。